

設立趣旨書

1 趣 旨

富士山は日本の最高峰として、古来より我が国の象徴であり、また近年は世界遺産への登録を目指す活動などにより、登山者数が急増し、空前の「富士山ブーム」と言われています。

このように観光や信仰の対象として親しまれ崇められると同時に、富士山はその昔不二山と呼ばれ、不老不死の妙薬が秘められた山といわれ、秦の始皇帝が家来の除福を使わせ、その妙薬を探させたことは史実の伝えるところです。

富士山の伏流水は糖尿病に効果があるなどと言われ、ペットボトル詰め飲料水として商品化されています。これは富士山に降り注いだ雨水が溶岩帯をくぐり抜け、溶岩のミネラル分を取り込んだ結果でしょう。事実、私達が行った溶岩水の成分調査でも、糖尿病に有効といわれているバナジウムをはじめ亜鉛、モリブデン、銅などの成分が含まれていることが確認されております。富士山の溶岩は30種類ほどにも及ぶ微量元素の集合体なのです。

ミネラルは人間の身体を作っている大切な成分です。私達の身体は各種のミネラルが不足すると、肌が荒れたり、毛が抜けたり、糖尿病などをはじめ様々な症状が現れ、これらを補充することにより回復すると言われています。

講談社発行の「金属は人体になぜ必要か」によりますと、体内における金属錯体の科学的反応は、その働き方により健康維持等に有益的な効果があると考えられております。1980年アメリカのカットラーらの学者グループは、体内に金属成分を多く持つ動物ほど長生きをすると発表しています。

また富士山溶岩には、歯周病原因菌を4時間、胃がんの原因といわれるピロリ菌や食中毒の原因菌であるサルモネラ菌を8時間、腸炎ビブリオ菌を2時間、MRSAメチシリン耐性黄色ブドウ球菌を24時間でそれぞれを殺菌する力をもっていることが、研究機関により証明されております。

さらに富士山溶岩は非常に優れた遠赤外線の発光体であるという特性があります。太陽光線に多く含まれる遠赤外線の有効な働きについてはここで申し上げる必要のないことですが、その放射物質を体内に取り込んだ場合の健康に及ぼす影響について、これまでに非常に興味のある体験談が寄せられています。

しかし、作用機序等については未だ不明な部分が多く、今後さらに多くの調査、結果報告が必要です。

現在多くの人々が生活習慣病等により健康を損なっていますが、医療費の大幅な増加は国家予算をも圧迫しています。私達は、未知の部分が多い富士山溶岩をさらに研究し、より効果的に人々の健康づくりに役立てたいと考えます。また富士山溶岩を配合した飼料、肥料は、動植物の飼育栽培に大きな成果が期待できることでしょう。

富士山溶岩は地域の大切な資源です。富士山溶岩を守り、研究の成果を公開し活用していくことが、地域の活性化にも繋がっていくと確信しております。

このような活動を進めるためには個人としての活動では限りがあり、団体として組織化することにより効果的な活動を行うことができます。

そこで、この趣旨に賛同する者が集い、特定非営利活動法人富士山溶岩と健康を守る会を設立することに致しました。

2 申請に至るまでの経過

平成21年6月より 特定非営利活動法人の設立に向け準備会を発足し、設立の準備に入りました。

平成21年7月17日午後6時より、設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、平成21年度及び平成22年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定致しました。

平成21年7月17日

特定非営利活動法人富士山溶岩と健康を守る会

設立代表者 東京都町田市忠生2丁目15番地75

寺沢 充夫



特定非営利活動法人 富士山溶岩と健康を守る会

定 款

特定非営利活動法人富士山溶岩と健康を守る会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士山溶岩と健康を守る会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県南都留郡富士河口湖町船津5219番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山梨県民をはじめとする全ての人々に対して、富士山溶岩のミネラルや遠赤外線の健康に及ぼす影響や有用性の研究・調査・利用をすることにより、人々の健康の増進及び動植物の育成・活性に寄与するとともに、併せて研究の果実を内外に発信・普及することにより、富士山周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 富士山溶岩の健康に関する有用性についての調査・研究事業
- (2) 富士山溶岩の健康に関する有用性についての講演会・セミナー等の開催事業
- (3) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」

という。) 上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進する個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、法人が提供するサービスを利用することができる個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体
- (4) 情報会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動に関する情報を希望する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、一般会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。会費の納入は毎年4月とする。但し年度途中の入会者の会費は、入会月より事業年度終了月までの月割とする。

- 2 賛助会員、情報会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 この法人の会員又は会員以外から、学識経験者等による顧問、相談役を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、会計担当者等の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 監事の選任又は解任

- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第

2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事の選任又は解任
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面

をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものほか、借入金その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会においての3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、ホームページ上及び官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	寺沢 充夫
副理事長	大井 晴策
副理事長	仲野 仁忠
理事	古川 義男
理事	森澤 茂樹
理事	塩沢 正行
理事	宮下 英三
監事	武井 文夫

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日決算に係る通常総会の終結時までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会員の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	3,000 円
	会費	月額 1,000 円 (但し 12か月分一括納入の場合 10,000 円)
一般会員	入会金	3,000 円
	会費	月額 1,000 円 (但し 12か月分一括納入の場合 10,000 円)
賛助会員	入会金	1 口 30,000 円以上
情報会員	入会金	1,000 円